

令和4年度

第2回理事会議事録

と き 令和5年2月3日（金）午後2時

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通F Nビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21 人（出席指定書による出席理事及び書面のみの出席理事を含む。）
事務局 11 人

【付議事項】

〔 報 告 事 項 〕

- 報告第 1 号 大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長報告について
報告第 2 号 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告について
報告第 3 号 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告について
報告第 4 号 令和 4 年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第 3 号）の理事長による専決処分について
報告第 5 号 令和 4 年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第 4 号）の理事長による専決処分について

〔 議 決 事 項 〕

- 議案第 1 号 役員任期について
議案第 2 号 大阪府国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部を改正する規則について
議案第 3 号 令和 4 年度大阪府国民健康保険団体連合会第 2 回通常総会に付議する案件について

（ 報 告 事 項 ）

- 1 令和 4 年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第 3 号）の理事長による専決処分について
- 2 令和 4 年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第 4 号）の理事長による専決処分について

（ 議 決 事 項 ）

- 1 繰越明許費について
- 2 役員任期について
- 3 令和 5 年度大阪府国民健康保険団体連合会事業計画について
- 4 令和 5 年度大阪府国民健康保険団体連合会負担金及び手数料について
- 5 令和 5 年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計予算について
- 6 令和 5 年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計予算について
業務勘定
診療報酬支払勘定
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
抗体検査等費用に関する支払勘定
国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定
- 7 令和 5 年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について
業務勘定

- 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
- 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 8 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について
- 9 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について
- 業務勘定
- 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 後期高齢者健診等費用支払勘定
- 10 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計予算について
- 業務勘定
- 介護給付費等支払勘定
- 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 11 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について
- 業務勘定
- 障害介護給付費等支払勘定
- 障害児給付費等支払勘定
- 12 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計予算について
- 13 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会一時借入金の借入れについて

議案第4号 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について

議 事 内 容

開会時刻 午後 2 時00分

事務局

長らくお待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、令和 4 年度第 2 回理事会を開催させていただきます。開催にあたりまして、理事長からごあいさつを申し上げます。

理事長

令和 4 年度第 2 回理事会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、理事の皆様には、何かとご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は、本会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、全世代型社会保障制度の確立を目指した、行政サービスのデジタル化に向けた取組みが進められています。医療 D X を基盤とした取組みとして始まったオンライン資格確認システムは、本年 4 月から保険医療機関等においてシステム導入が義務付けられ、来年には、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、健康保険証の原則廃止を目指すと言われています。

同システムを基盤とした予防接種事務のデジタル化についても、令和 8 年度の運用を目指し、検討が進められているところです。

また、介護分野における I C T を活用した情報連携の取組みとして、ケアプランデータ連携システムが本年 4 月より本格的に運用が開始されます。

このように、連合会を取り巻く状況がめまぐるしく変化する中で、国のデジタル化の動きに合わせて厚生労働省から国保中央会と連合会に対して様々な業務の協力要請があるなど、基幹業務である診療報酬等審査支払業務以外の担うべき役割は、今まで以上に多様化していくと思われますが、連合会の活躍の場が増える機会と捉え、今後も理事の皆様や保険者との緊密な連携を図りながら、着実に対応して参りたいと考えております。

本会としましては、様々な状況の変化に的確に対応するとともに、来年度も引き続き、第 4 期中期経営計画に掲げる基本方針に基づき、効率的・効果的な事業運営に努めてまいりますので、理事の皆様には、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の主な議題についてですが、役員任期や規則改正のほか、次年度の事業計画・予算をはじめとした通常総会に付議する案件などについて、お諮りするものでございます。

本理事会の議事が円滑に行われますようご協力をお願い申しあげまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、現在の出席理事は、出席指定書による出席理事及び書面のみ出席理事を含め、21 名全員の出席をいただいておりますことをご報告いたします。

それでは、本会規約第 31 条の規定に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い

申しあげます。

議 長

ただ今から令和4年度第2回理事会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名人につきましては、副理事長、専務理事を指名いたしますので、よろしくお願い申しあげます。

また、出席指定書により出席の皆様も、議事に対するご質問、ご意見などございましたら、ご自由にご発言をいただきますよう、お願いを申しあげます。

それでは、早速ではございますが、議事に入らせていただきます。まず、報告事項であります。報告第1号から報告第3号までの3案件は、各種委員会の委員長報告であります。それぞれの委員長さんに報告を求めます。

国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

理事会議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号「国民健康保険事業運営に関する委員会の協議結果等について」ご報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料1「各種委員会委員長報告」、1ページをお願いいたします。

令和4年度の国民健康保険事業運営に関する委員会については、第2回まで開催いたしましたので、協議結果をご報告申しあげます。

開催日時及び協議事項についてでございます。

第1回につきましては、令和4年11月29日火曜日、午後2時から開催し、協議事項につきましては、「大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会の副委員長の選任について」「令和5年度概括予算（案）について」「役員任期（案）について」、第2回につきましては、令和5年1月24日火曜日、午後2時から開催し、協議事項につきましては、「令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会事業方針（案）及び予算編成方針（案）（介護保険事業及び障害者総合支援事業を除く。）について」「令和5年度予算（案）の概要について」「役員の任期延長に伴う国民健康保険事業運営に関する委員会委員の任期について」を協議いたしました。

続きまして、協議等の概要についてでございます。

「大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会の副委員長の選任」につきましては、委員による互選を行い、副委員長に田尻町住民部住民課長が選任されました。

「令和5年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）等」につきましては、事業方針（案）として、令和4年度からスタートした第4期中期経営計画の基本方針に基づき、各年度で対応方針及び事業計画を定め、保険者の共同体としての役割を果たすため、各種事業を安定的に実施していくとの説明がありました。

予算編成方針（案）として、会員負担金及び各種手数料については、保健事業等に係る会員負担金のうち引上げとなるKDBシステムランニング経費と大阪府国保データベースシステム負担金等を除き、現行どおりとするとの説明がありました。

また、次期国保総合システム更改に伴うかかり増し経費については、積立金及び国庫補助で対応することとし、当該システムの影響を受けるプログラム開発については二重投資にならないよう十分に精査し、必要最小限にとどめ、今後も継続的な経費節減努力及び効率的な会務運営並びに事業運営に取り組むとの説明があり、了承しました。

「令和5年度予算（案）の概要」につきましては、令和5年度予算（案）の概要につい

て、各会計における歳入・歳出の主な増減理由の説明があり、了承しました。

「役員任期（案）及び役員の任期延長に伴う国民健康保険事業運営に関する委員会委員の任期」につきましては、現行の役員任期の課題として、任期期間の２年間（５月１４日から２年後の５月１３日まで）では、第１回通常総会（決算７月３１日）前に任期を迎えることから予算における決算の審議ができていないこと、また、役員改選年度には臨時総会を開催するため、会員保険者には年度当初に日程調整等の負担がかかっているとの説明がありました。

これらの課題に対する改善策として、現行の令和５年５月１３日までの役員任期を令和５年７月３１日の第１回通常総会まで延長することで、予算・決算の審議ができるようになり、併せて役員改選も行えることから、今後は役員任期を８月１日から２年後の７月３１日までとしたい旨の提案がありました。

また、国民健康保険事業運営に関する委員会委員の任期も役員任期と併せることとなるため、現委員の任期は令和５年５月１３日から令和５年７月３１日まで延長となる旨の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

令和５年２月３日、大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

事務局

私からは、報告第２号「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告」及び報告第３号「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告」について、代読させていただきます。着座にて失礼します。

資料１の３ページをお開きください。報告第２号「介護保険事業運営に関する委員会委員長報告」。

令和４年度介護保険事業運営に関する委員会については、第２回まで開催いたしましたので、協議結果等をご報告申しあげます。

１、開催日時及び協議事項については、第１回 令和４年１１月２９日 午後２時から。報告事項として「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業推進委員会委員長報告について」、協議事項として「令和４年度概括予算（案）について」。第２回 令和５年１月２６日 午後２時からＷＥＢで開催しました。報告事項として「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業推進委員会委員長報告について」、協議事項として１「令和５年度大阪府国民健康保険団体連合会事業方針（案）及び予算編成方針（案）について」、２「令和５年度予算（案）の概要について」、その他として「役員任期（案）について」。

２、協議等の概要については、「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業推進委員会委員長報告」について。介護給付適正化に関する保険者支援システムの開発について、各保険者の具体的な要望について意見交換を行い、事務局から提示があったシステムの開発要件（案）について、承認しました。

その他、介護保険主治医意見書作成料請求書の押印のチェックについて、押印にかかるチェックの廃止を了承した旨、報告がありました。

ふたつ目の○ですが、国保と同じ内容になりますので、途中まで割愛させていただきまして、ページをおめくりいただきまして、ひとつ目の段落です。予算編成方針（案）として、令和５年度の各種手数料については据え置くことの説明がありました。

また、国から令和７年度中のクラウド化が方針として示されたことから情報収集に努め、

今後も継続的な経費節減努力及び効率的な会務運営並びに事業運営に取り組むとの説明があり、了承しました。

「令和5年度予算（案）の概要」について。令和5年度予算（案）の概要について、各会計における歳入・歳出の主な増減理由の説明があり、了承しました。

「役員任期（案）」についてです。この部分についても、国保の事業運営委員会の内容と同様ですので、割愛させていただきたいと思います。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

令和5年2月3日、大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長

続きまして、5ページ、障害者総合支援事業に関する委員会委員長報告

令和4年度の障害者総合支援事業に関する委員会については、第2回まで開催しましたので、協議結果等をご報告申しあげます。

1、開催日時及び協議結果等について、第1回 令和4年11月28日 午後2時から。報告事項として「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業推進委員会委員長報告について」、協議事項として1「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会の委員長の選任について」、2「令和5年度概括予算（案）について」。第2回 令和5年1月27日 午前10時30分からWEBで開催しました。報告事項として「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業推進委員会委員長報告について」、協議事項として1「令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会事業方針（案）及び予算編成方針（案）について」、2「令和5年度予算（案）の概要について」、その他として「役員任期（案）について」です。

2、協議等の概要について。「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会の委員長の選任」について。前任の委員長が人事異動により退任されたので、委員長には、私、大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課長が選任されました。

「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業推進委員会委員長報告」について。地域生活支援事業について、現在厚生労働省のインタフェースに定められていない実績記録票情報を送受信するために、大阪府国保連合会独自システムである「Oh!Shien」の機能拡充及び、明細書情報との突合審査を支援するシステム「地域生活支援事業支払等システム」を構築することとなった旨、報告がありました。

対象サービスを「移動支援事業」と「日中一時支援」とし、議論を行っているところですが、これまで開催した事業推進委員会での意見、全市町村に行ったアンケート調査結果及び各委員の市町村にヒアリングを行った内容を鑑みると、連合会が検討していた共通インタフェースでは不十分であるため、インタフェース仕様について時間をかけて検討を行いたいとの事務局からの提案を受け、業務完了日を令和5年度に延期し、令和5年7月末を目途に開発を目指すことについて承認した旨、報告がありました。

次の○のところですが、介護と同様になるので、割愛させていただきたいと思います。

次の○です。「令和5年度予算（案）の概要」について。令和5年度予算（案）の概要について、各会計における歳入・歳出の主な増減理由の説明があり、了承しました。

「役員任期（案）」については、国保、介護共に記載されている内容と同様となりますので、割愛したいと思います。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

令和5年2月3日、大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委

員会委員長

以上で、報告第1号から報告第3号までの報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長

ただ今、報告がございましたが、この件についてご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ、お手を挙げてご発言いただけたらと思います。

ないようですので、質問等を打ち切ります。

次に、報告第4号及び第5号の2案件については、補正予算の専決処分に関するものですので、併せて事務局に報告を求めます。

事務局

議案書7ページをお願いします。報告第4号「令和4年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第3号）の理事長による専決処分について」次のとおりご報告いたします。予算の補正は、歳入歳出予算総額に3億5,034万3,000円の補正を行い、歳入歳出予算額を148億1,390万円としたものです。大阪府が実施する「介護サービス事業者燃料費高騰対策支援金支給事業」における事業実施に関する情報の提供業務及び「障がい福祉サービス事業者燃料費高騰対策支援金支給事業」における事業実施に関する情報の提供業務、周知業務、支払業務及び事務所の登録口座情報の提供業務を行うものです。詳細は10ページから13ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

15ページをお願いします。報告第5号「令和4年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第4号）の理事長による専決処分について」次のとおりご報告いたします。

先ほどの報告第4号と同様の業務について、追加の協力依頼があったことから、予算の補正を行いました。歳入歳出予算総額に3億6,117万円の補正を行い、歳入歳出予算額を151億7,507万円としたものです。詳細は18ページから21ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、補正予算第3号、第4号につきましては、本来、総会の議決を必要とするところですが、事案の緊急性を鑑み、第3号は令和4年7月25日、第4号は10月21日に理事長の専決処分とさせていただきました。報告第4号及び第5号は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から報告がございましたが、この件についてご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、報告については以上とさせていただきます。

次に、議決事項に移ります。議案第1号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

議案書23ページをお願いします。

議案第1号「役員任期について」お諮りするものです。資料はお手元の資料2「役員任期について」をご用意ください。

1ページをお願いします。1、現状の役員任期についてです。現在の役員任期は令和3年5月14日から令和5年5月13日となっており、現在の役員の方々にご審議いただく内容をお示ししています。任期期間中、令和2年度決算から令和5年度予算までをご審議いた

だき、令和5年5月には役員改選のための臨時総会を予定しています。

2ページをお願いします。2、役員任期の延長についてです。役員の任期につきましては、11月29日開催の第1回の国保運営委員会で、以下の内容につきまして、ご協議いただき、方向性について了承をいただきました。

課題として2点です。1点目は役員任期が5月中旬、としていることから予算策定における決算状況のご審議をしていただくことなく、任期期間が満了となっていること。2点目として、役員改選の年度には選任のための臨時総会を5月に開催することから、年度当初のお忙しい時期に日程調整等のご負担をいただくことも課題と考えております。

改善としまして、役員任期を令和5年5月13日から令和5年7月31日まで延長する。7月の通常総会まで延長することで、任期期間中の予算・決算をご審議いただけること、また、改選における臨時総会を通常総会で行えるものです。今後の進め方としては、各ブロックと調整しながら、理事会、通常総会で審議いただき、決定するとしておりました。

3ページをお願いします。任期期間を令和5年7月31日の第1回通常総会まで延長した場合は下の表となります。現状の細い点線枠をご覧くださいませでしょうか。黒丸で表示している令和4年予算に対しての決算については、令和5年5月の臨時総会での役員改選により、ご審議いただけないこととなっております。今回、任期延長による、変更部分が太い点線枠の部分です。右下の黒丸で、令和4年決算、ここでご審議いただけること、また、△の役員改選の臨時総会を7月の通常総会で行うというものです。

4ページをお願いします。このようなことから、2つ目の○です。現役員任期を令和5年5月13日から同年7月31日までとする任期の延長について、ご了承をお願いするものです。

3、新役員任期について。次期改選からですが、役員任期を令和5年8月1日から2年後の令和7年7月31日までとする、ご了承をお願いするものです。

議案第1号については以上です。よろしくお願いします。

議長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。ただ今の議案第1号につきましては、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、本案件は、原案のとおり決定いたします。次に、議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

事務局

理事会議案書25ページをお願いします。議案第2号「大阪府国保連合会職員給与規則の一部を改正する規則について」次のとおり定めるものです。

27ページをお願いします。表の右半分に改正前、左半分を改正後とし、変更部分は下線で示しています。令和4年8月の人事院勧告及び国家公務員の「給与に関する法律等の一部改正」に基づき、勤勉手当の支給割合を6月と12月期でそれぞれ0.05月の引き上げ、また、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるにあたり、給料表を改定し、本会職員給与

規則を改正するものです。29ページからは、改定後の給料表となります。

議案第2号については以上です。よろしくお願いします。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。

ただ今の議案第2号につきましては、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は、原案のとおり決定いたします。次に、議案第3号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

議案書の33ページ。議案第3号「令和4年度大阪府国保連合会第2回通常総会に付議する案件」となります。資料の方はお手元、右上に「(別冊)」と記している、議案第3号「第2回通常総会に付議する案件」をご用意ください。

表紙をおめくりいただき、目次をお願いします。今回、総会への報告事項は2項目、議決事項として13項目あります。

1ページをお願いします。報告事項1「令和4年度大阪府国保連合会一般会計補正予算(第3号)の理事長による専決処分について」。

恐れ入ります、9ページをお願いします。報告事項2「令和4年度大阪府国保連合会一般会計補正予算(第4号)の理事長による専決処分について」は、先程の理事会報告事項の報告第4号、5号と同様のため、ご説明は割愛させていただきます。なお、この2つの報告案件については、本来、総会の決議を必要とするところですが、事案の緊急性を鑑み、理事長の専決処分としましたので、総会において報告させていただくものです。

17ページをお願いします。議決事項1「繰越明許費について」。障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)において、地域生活支援事業に係る審査支払業務への対応事業として、繰越明許費として1,023万347円を翌年度に繰越すものです。理由については、地域生活支援事業の審査支払等システムの開発については、開発規模が大きいため、フェーズを3分割して開発を行っており、フェーズ1及び2については令和4年度に完了予定としていますが、フェーズ3については、各市町村の仕様が多岐にわたり、本会が想定していた仕様では不十分であることから、翌年度に繰り越しを行い、仕様内容を再度検討し、開発を行うためです。

19ページをお願いします。議決事項2「役員任期について」。さきほど、理事会議案第1号にてご了承いただきました役員任期について総会に付議するものです。申し訳ありませんが、内容については、割愛させていただきます。私からは以上です。

引き続き、別の提案者から次の3「令和5年度の事業計画」について、ご説明させていただきます。

事務局

引き続き、私の方から議決事項3の事業計画についてご提案させていただきます。着座にて失礼いたします。今お開きいただいている別冊、21ページをお願いします。

議決事項3「令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会事業計画」を、次のとおり定めるものでございます。

23ページをお願いします。「基本方針」になります。

令和5年度は、1番下の段落に記載しておりますが、第4期中期経営計画の3か年の2年目になります。(1)から(3)に記載の3点の基本方針に基づき運営しておりますので、令和5年度の基本方針としては令和4年度と大きくは変わっておりませんが、本会を取り巻く情勢がどんどん変化していることから、中期経営計画の基本方針にもあります情勢の変化に的確に対応してまいります。

1番上段に戻っていただきまして、厚生労働省が発表した令和3年度の概算医療費について記載しております。コロナの影響で減少していた2年度の反動により、3年度は過去最高の44.2兆円となりました。国保だけで見えますと、被保険者数が減少したものの、1人当たりの医療費が伸びたことから、前年度比3.7%増の10.8兆円となりました。また、後期高齢者医療は17.1兆円、介護費は11.02兆円とどちらも増となっております。

次に、国が進める医療デジタル化の動きとして、オンライン資格確認が医療機関等に本年4月からの導入を義務付けられました。今後はこのネットワークを活用し、「全国医療情報プラットフォームの創設」などが検討されることとなっています。これらの動きは、本会の事業運営にも大きく影響することから、中央会等と連携を密に図りながら適切に対応してまいります。

ページ中段になります。基幹業務である診療報酬等の審査支払業務では、引き続き、全国の審査基準の統一に向け取り組みます。保健事業では、保険者におけるKDBシステムの利活用を促進し、保険者が実施するデータヘルスの推進に係る取組を支援します。各種共同処理事業では、しっかりと保険者ニーズに対応してまいります。介護保険事業、障害者総合支援事業では、引き続き審査支払業務の充実を図るとともに、介護給付適正化業務や障害者総合支援における地域生活支援事業の支援に努めます。

第4期中期経営計画については、適正に進捗管理を行い、財政基盤の強化と組織体制を確立してまいります。

24ページをお願いします。ここからは「具体的施策」になります。中期経営計画の基本方針の各項目にそって、具体化したものでございます。

1「保険者等への事業運営の支援」です。

(1) 審査支払業務の充実強化として、5点にまとめました。1つ目の○には、審査業務の充実として、ICTの積極的な活用や傾向審査を継続するとともに留意事項通知の発出による医療費適正化についても取り組んでまいります。4つ目の○には、療養費審査の充実強化として、これまでも行ってきた留意事項通知の内容の拡充や面接確認委員会の回数を増やすなどの取り組みを行い、療養費の適正化に努めます。

(2) 保健事業支援の充実強化です。2点にまとめました。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援については、研修会の開催や保健事業支援・評価委員会による支援を行ってまいります。KDBシステムの利活用促進及びデータ提供については、研修会の実施や保険者の実情に沿った個別支援を行います。第3期データヘルス計画の策定に対しては引き続き「ひな型」を提供し支援を行ってまいります。

(3) 医療費・介護給付費等適正化の推進では、2点にまとめました。第三者行為求償事務については、引き続き案件の拡大に努めるとともに保険者巡回等にも取り組んでまい

ります。

(4) 保険者事務共同電算処理等事業の充実では、2点にまとめました。レセプトの点検業務については、チェック項目について追加や見直しを行い適正化に取り組みます。

2「効率的・効果的な組織運営の確立と人材育成」です。

(1) 簡素・効率的な組織体制の確立では、デジタル化や審査支払機関改革など本会を取り巻く情勢に対して的確に対応できる体制を構築してまいります。

(2) 安定財源の確保では、今後のシステム更改を見据えながら、積立金を計画的に積み立てるなど、将来に向け継続した運営ができるよう取り組んでまいります。

(3) 人材育成の推進では、情勢の変化に対応できる知識や能力が求められるなど、専門性を重視した職員の育成に取り組んでまいります。

3「情勢の変化への的確な対応」では、「審査支払機能に関する改革工程表」や「データヘルス改革に関する工程表」に対して、情報収集に努め、的確に対応してまいります。また、国保中央会各システム更改については、記載のシステムのクラウド化などが予定されております。中央会と連携し、経費の節減に努めてまいります。

27ページをお願いします。ここからは「事業計画」になります。冒頭申しあげましたとおり、令和4年度と大きくは変わっておりません。お読み取りいただきたいと思います、1点だけ説明させていただきます。

28ページになります。1番下段の「2」です。新型コロナワクチン接種事業について、当初の予定では、令和5年3月接種分の処理で終わる予定でしたが、現在、国は2類から5類へ変更すると発表しており、それに伴って、マスク着用がどうなるか、公費負担はどうなるか、ワクチン接種はどうなるかなどについてはこれから議論を行っていくと言われております。それに合わせて連合会への業務委託がどのような形になるのか現段階ではわからない状況で、中央会からも決まりしだい報告しますとなっております。現在の状況を考慮し、昨年度と同様の記載としておりますが、状況に応じて、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。引き続き、提案者の方、交代させていただきます。

事務局

資料35ページをお願いします。議決事項4「令和5年度国保連合会負担金及び手数料の額」を、お諮りするものでございます。この議決事項4から最終の議決事項13につきまして、多ページに渡りますことから、変更点及び増減理由などを要約したものととして、お手元の資料3「予算等の概要」にて、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料3「予算等の概要」の2ページをお願いします。「令和5年度負担金及び手数料等」でございます。国保・後期・特定健診につきまして、第1「編成方針」では、令和5年度につきましては、一部を除きますが、会員負担金及び各種手数料につきまして、据え置きとさせていただきます。次期の国保総合の更改での、クラウド化や支払基金システムの利用に伴うかかり増し経費につきましては、積立金及び国庫補助金で対応してまいります。また、このシステムの影響を受けるプログラム開発については、二重投資にならないよう十分に精査をし、必要最小限にとどめるなど、経費節減を行ってまいります。

第2「負担金及び手数料単価」につきまして、変更箇所のみ、ご説明とさせていただきます。1(3)保健事業等に係る会員負担金、③KDBシステムランニング経費3,759万1,043円と700万円弱の増額でございます。これは、次期KDBシステム更改やKDB分析システムのレイアウト変更などの対応にかかる経費となります。⑤大阪府国保データベースシステム負担金385万8,000円と27万円程度の増額でございます。こちらも先程の、K

ＤＢ対応にかかる経費に伴うものです。

２（１）③国保情報集約システム手数料、被保険者１人につき３５円限度と２８円程度の減額でございます。これは、次期国保情報集約システムのクラウド化に伴う更改費用について、積立金で対応可能なことから減となるものです。

３ページをお願いします。（２）後期高齢者医療手数料です。④ＫＤＢシステムランニング経費１,４２８万４,０００円と３３０万円弱の増額でございます。後期按分後となります。これは、国保と同様、ＫＤＢ対応にかかる経費に伴うものです。⑤後期高齢者歯科健康診査業務手数料の月額委託契約料について、処理方法等を見直したことによる減額と、手数料は、廃止による減額もありますが、単価引き上げに伴うパンチ料の増額となっております。

４ページをお願いします。保険者事務共同電算処理等事業手数料は、現行どおり変更はございません。５ページ、後期高齢の事務代行業務等手数料につきましても、現行どおり変更はございません。

６ページをお願いします。介護保険でございます。第１「編成方針」では、継続的な経費節減努力を行うとともに、歳出削減に努め、各種手数料につきましても、据え置きとさせていただきます。また、令和７年度中のクラウド化が方針として示されており、今後も情報収集に努めていくとともに、中央会の負担金等を見据えながら、安定的な運営に取り組んでまいります。第２「手数料単価」（１）手数料です。介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費、公費の審査支払手数料、現行どおり変更はございません。（２）保険者事務共同処理業務手数料の①基本処理手数料、②各種処理手数料、７ページをお願いします。③紙媒体分パンチ入力の手数料、現行どおり変更はございません。最後の（３）第三者行為損害賠償求償事務の手数料につきましても、現行どおり変更はございません。

８ページをお願いします。障害者総合支援でございます。第１「編成方針」は、介護保険と同様のため、割愛させていただきます。第２「手数料単価」（１）給付費等審査支払手数料の障害者介護給付費から自治体独自助成費まで、現行どおり変更はございません。（２）市町村等事務共同処理業務手数料につきましても、現行どおり変更はございません。

９ページをお願いします。「令和５年度一時借入金」でございます。本会の各会計に資金不足が生じた場合、銀行から借り入れることができる限度額について、規則に基づいて、総会で承認を得ることとなっており、会計勘定ごとに記載のとおり、お諮りするものでございます。ご確認をお願いいたします。

１１ページをお願いします。「令和５年度予算の概要」でございます。

１２ページをお開きください。予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ、左から予算科目、５年度予算、４年度予算、増減額と増減率、右端には、理由番号、その番号と連動した各会計の下に、主な増減理由を記載させていただいております。

「一般会計」でございます。令和５年度の予算額としまして、合計欄ですが、１１億３,７００万円、８,８００万円の増となっております。第５款第１項の「繰入金」では、増減額を、８,１００万円の増を見込んでおります。出退勤等のシステム更改やインボイス制度対応の経費として、他会計からの繰入の増額となります。第２項の「積立金繰入金」では、増減額を、２００万円の減を見込んでおります。令和４年度でのネットワーク機器リプレイス費用の予算計上が無くなることから取崩し額の減額となります。

１３ページをお願いします。第２款の「総務費」では、増減額を、６,２００万円の増を見込んでおります。出退勤等のシステム更改やインボイス制度対応の経費として増額となります。第４款の「積立金」では、増減額を、２,０００万円の増を見込んでおります。次回更改への機器調達等、システム導入経費として増額となります。

１４ページをお願いします。「債務負担行為」です。外部監査委託につきましても、令和６

年度にまたがるため、債務負担行為を設定しまして、限度額330万円を計上するものでございます。この後、このような形で債務負担行為の記載をしている特別会計がございますが、同様な形で令和6年度にまたがるということで、それぞれ設定しております。よろしくお願いいたします。

15ページをお願いいたします。「退職金特別会計」でございます。令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、3億5,600万円。1,500万円の減となっております。歳入・歳出とも、今後5年以内の定年退職者数の減によるものでございます。

18ページをお願いいたします。「診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」でございます。令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、66億7,000万円。増減額として、3,600万円の増となっております。第1款第2項の「共同処理手数料」では、増減額を、8,000万円の減を見込んでおります。国保情報集約システムのクラウド化に伴う更改経費について、積立金での対応が可能なことから、手数料単価の減によるものです。第3項の「事務費」では、増減額を、4億1,200万円の減を見込んでおります。新型コロナウイルスワクチン接種業務について、令和5年3月接種分までとなることから減額となります。第6款第2項の「積立金繰入金」では、増減額を、9,600万円の増を見込んでおります。前年度の積立状況及びPC等のリプレイスによる機器調達やシステム更改による導入作業の経費として、取崩し額の増額となります。

19ページをお願いします。第1款第1項の「審査支払管理費」では、増減額を、9,300万円の減を見込んでおります。インボイス制度対応やPC等のリプレイスによる機器調達の増はありますが、新型コロナウイルスワクチン接種業務について、令和5年3月接種分までとなることから減額となります。第4款の「積立金」では、増減額を、9,800万円の増を見込んでおります。次回更改への機器調達等、システム導入の経費と積立金限度額を考慮しまして増額となります。第6款第1項の「諸支出金」では、増減額を、3億4,600万円の減を見込んでおります。国保中央会負担金としまして、国保情報集約システム初期構築負担金の増はありますが、令和4年度での国保総合システム開発負担金等の予算計上が無くなることから減額となります。

20ページをお願いします。被保険者証作成業務の「債務負担行為」です。限度額2,134万5,000円を計上するものでございます。

21ページをお願いします。「国保診療報酬支払資金貸付金勘定」でございます。保険者におきまして、診療報酬の支払資金不足が生じたときに貸付を行うための会計で、借入金と償還金を併せて、480億4,100万円を計上しているところでございます。

22ページをお願いします。「後期高齢者医療関係業務特別会計（業務勘定）」でございます。令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、48億1,500万円と、増減額としまして、2億8,200万円の増となっております。第1款第1項の「審査支払手数料」では、増減額を、1億2,500万円の増を見込んでおります。被保険者数の増加に伴い取扱件数の増によるものです。第4款第2項の「積立金繰入金」では、増減額を、1億6,100万円の増を見込んでおります。前年度の積立状況及びPC等のリプレイスによる機器調達やシステム更改による導入作業の経費として取崩し額の増額となります。

23ページをお願いします。歳出ですが、国保・後期の按分経費となりますことから、先程の国保の業務勘定と同様のため、割愛させていただきます。

24ページをお願いします。高額介護合算療養費支給申請書の入力業務に係る労働者派遣の「債務負担行為」です。限度額1,700万円を計上するものでございます。

26ページをお願いします。「特定健診特別会計（業務勘定）」でございます。令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、3億5,000万円。増減額としまして、4,900万円の増

となっております。第1款第2項の「事務委託料」では、増減額を、650万円の増を見込んでおります。後期高齢者歯科健康診査業務の手数料改定の増によるものです。第4款の「繰入金」では、増減額を、4,300万円の増を見込んでおります。前年度の積立状況及び制度改正の対応費用の経費として、取崩し額の増額となります。

27ページをお願いします。第1款第1項の「総務管理費」では、増減額を、3,600万円の増を見込んでおります。制度改正の対応やインボイス制度の経費から増額となります。第2項の「共同処理事業費」では、増減額を、1,100万円の増を見込んでおります。歯科健康診査業務に係るプログラム開発費とパンチ料の単価引き上げの経費から増額となります。

28ページをお願いします。特定健診受診券作成業務の「債務負担行為」です。限度額1,100万円を計上するものでございます。

私からは、以上となります。引き続き、説明者をお知らせさせていただきます。

事務局

30ページをお願いいたします。この支払勘定については、保険者から収入しております診療報酬等を歳入として、これをもとに医療機関等に支払うものを、歳出としております。いわゆる通り抜け会計でございます。令和4年度、令和5年度予算の増減額について、主な理由を抜粋して説明させていただきます。「診療報酬審査支払の支払勘定」でございます。第1款「国民健康保険診療報酬等受入金」7,363億5,970万円。前年度比84億8,380万円の減額を見込んでおります。団塊の世代が後期高齢者へ移行し、被保険者数が減少することに伴い取扱件数の減によるものです。第2款「出産育児一時金等受入金」39億円。前年度比7,800万円の増額を見込んでおります。出産育児一時金の支給額引き上げによるものです。歳入歳出とも合計7,403億5,290万円を計上しております。

31ページです。「診療報酬審査支払の公費負担医療に関する支払勘定」でございます。第1款「公費負担医療受入金」385億6,820万円。前年度比40億2,410万円の増額でございます。新型コロナウイルスの影響に伴い、令和4年度の感染症医療費の見込額が令和4年度の予算額を大幅に上回る想定から増額となります。歳入歳出とも合計385億7,600万円でございます。

32ページをお願いいたします。「診療報酬審査支払の抗体検査等費用に関する支払勘定」です。いわゆるワクチン接種でございます。第1款「抗体検査等費用受入金」24億1,990万円。前年度比39億7,080万円の減額となっております。新型コロナウイルスワクチン接種に係る契約が令和5年3月接種分までとなっているため、減額を見込んでおります。歳入歳出とも合計24億1,990万円を計上しています。

33ページです。「後期高齢者医療の支払勘定」でございます。第1款「後期高齢者医療診療報酬受入金」は1兆3,959億7,920万円。前年度比14億2,720万円の増額でございます。団塊の世代が後期高齢者に移行し、被保険者数が増加することに伴い、取扱件数の増によるものです。歳入歳出とも合計1兆3,960億1,380万円を計上しております。

34ページをお願いします。「後期高齢者医療の公費負担医療に関する支払勘定」でございます。第1款「公費負担医療受入金」は175億4,950万円。前年度比で39億3,070万円の増額でございます。国保と同様に新型コロナウイルスの影響に伴い、令和4年度の感染症医療費の見込額が令和4年度の予想額を大幅に上回る想定となり増額としております。歳入歳出とも合計175億5,560万円を計上しております。

35ページです。「特定健診・特定保健指導等の支払勘定」でございます。第1款「特定健診・特定保健指導等費用受入金」38億9,570万円。前年度比3,920万円の減額としております。団塊の世代が後期高齢者へ移行し、被保険者数が減少することに伴い、取扱件数の

減によるものです。歳入歳出とも合計38億9,590万円を計上しております。

36ページをお願いいたします。「後期高齢者医療健診等費用の支払勘定」でございます。第1款「後期高齢者健診等費用受入金」28億2,840万円。前年度比で830万円の増額でございます。団塊の世代が後期高齢者へ移行し、被保険者数が増加することに伴い、取扱件数の増によるものです。歳入歳出とも合計28億2,860万円を計上しております。

37ページです。「第三者行為損害賠償求償事務の特別会計」でございます。第1款「損害賠償金受入金」22億円。前年度比で5,000万円の減額としております。高額な求償案件が減少傾向であるためです。歳入歳出とも合計22億5,350万円を計上しております。私からは以上となります。

事務局

40ページをお願いします。「介護保険の業務勘定」でございます。令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、52億5,590万円。増減額として、11億5,120万円の増となっております。第1款第1項の「審査支払手数料」では、増減額を、3,340万円の増を見込んでおります。被保険者数の増加に伴い取扱件数の増によるものです。次の、第3項の「ケアプランデータ連携システムライセンス料」では、増減額を、3,100万円の増を見込んでおります。新規での、同ライセンス料によるものです。第6款の「繰入金」では、増減額を、1億7,690万円の増を見込んでおります。前年度の積立状況及びP C等のリプレイスによる機器調達の経費として取崩し額の増額となります。

41ページをお願いします。第1款第2項の「審査支払管理費」では、増減額を、1億1,430万円の増を見込んでおります。P C等のリプレイスによる機器調達やインボイス制度対応の経費から増額となります。第5項の「ケアプランデータ連携システムライセンス料」では、増減額を、3,100万円の増を見込んでおります。歳入と同額です。これは中央会への通り抜けとなります。第7款の「積立金」では、増減額を、2,460万円の増を見込んでおります。次回更改への機器調達等、システム導入の経費と積立金限度額を考慮しまして増額となります。

42ページをお願いします。「介護給付費等支払勘定」でございます。令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、9,477億8,150万円。増減額として、6億5,480万円の減となっております。受入金・支出金で、令和4年度の介護給付費等の支出の見込み額が、令和4年度の予算額を大幅に下回る想定から、減額となります。

43ページをお願いします。「介護の公費負担医療に関する支払勘定」でございます。

令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、164億9,110万円。増減額として、4億8,960万円の増となっております。受入金・支出金で、被保険者数が増加することに伴い取扱件数の増によるものです。

44ページをお願いします。続きまして「障害者総合支援の業務勘定」でございます。

令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、7億370万円。増減額として、6,740万円の増となっております。第1款第1項の「給付費等審査支払手数料」では、増減額を、2,550万円の増を見込んでおります。受給者数の増加に伴う取扱件数の増によるものです。第4款の「繰入金」では、増減額を、270万円の減を見込んでおります。前年度の積立状況及びP C等のリプレイスによる機器調達の経費として取崩し額の減額となります。

45ページをお願いします。第1款第1項の「審査支払管理費」では、増減額を、4,420万円の増を見込んでおります。P C等のリプレイスによる機器調達やインボイス制度対応及び地域生活支援事業の機能拡充の経費から増額となります。第3款の「積立金」では、増減額を、1,370万円の増を見込んでおります。次回更改への機器調達等、システム導入の

経費と積立金限度額を考慮しまして増額となります。

46ページをお願いします。「障害介護給付費の支払勘定」でございます。令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、3,149億7,170万円。増減額として、90億7,180万円の増となっております。受入金・支出金で、受給者数の増加に伴い取扱件数の増によるものです。

47ページをお願いします。「障害児給付費の支払勘定」でございます。令和5年度の予算額としまして、合計欄ですが、789億6,960万円。増減額として、44億5,900万円の増となっております。受入金・支出金で、受給者数の増加に伴い取扱件数の増によるものです。

長時間に渡りましたが、議案第3号につきまして、以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長

大変ご苦勞様でございました。それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。それでは、ただ今の議案第3号につきまして、第2回通常総会に付議することとして、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は原案のとおり、第2回通常総会に付議いたします。次に、議案第4号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

議案書の方に戻っていただきまして、35ページでございます。

議案第4号「令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について」。令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会を、次のとおり招集する。

1. と き 令和5年2月17日金曜日 午後2時
2. と ころ 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内
大阪府国民健康保険団体連合会 3階会議室

以上となります。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由の説明を承りました。質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ご質問ないようでございます。質問等を打ち切らせていただきます。

ただいまの議案第4号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は、原案のとおり決定いたします。以上で、本理事会における提出議案の審議は、すべて終了いたしました。本日は、ご審議をいただき、

誠にありがとうございました。これもちまして、本理事会を閉会いたします。

閉会時刻 午後 3 時08分